

戦前の保険会社小史 (1)大日本生命保険

人類は将来を予測する能力を持つ。われわれが慣れ親しんで使っているリスクという概念も将来という時間軸なしでは、意味をなさない概念である。リスクという言葉は、保険学で明確に定義されて使われている反面、日常用語としてかなり幅広く使われているが、もっとも広義な使い方であっても、時間なしにはリスクは成り立たない。

『リスク』（青山護訳、日経ビジネス文庫）の著者であるバーンスタイン流に言えば、かつては神が人間の運命を決めていたのだが、確率論的な科学論あるいは世界観が支配的になると、人間は自分の運命を自らがコントロールすることができるようになる。広い意味でのリスクマネジメントの誕生である。

人類史的なタームで考えれば、今年の正月に亡くなったウルリッヒ・ベックが主張するように、人間が科学技術を高度化させて未来をコントロールすることは容易ではないことも事実だ。要するに、われわれが、どのぐらいのタイムホライズンで物事を考えるかによって有効性が変わってくるということである。

タイムホライズンとは、時間の水平線という意味で、ゆで卵が茹で上がるかどうかという課題には、せいぜい10分程度の予測時間が必要であるが、学生の就職先という課題では、短くても数年から十数年の見通しが必要であろう。予測には、陸上の跳躍種目と同じで助走が必要なのだ。

ではどのぐらいの助走が必要なのか？10年後を予測するには、少なくとも10年前から考えるべきではなかろうか。私たちの人生を80年とすれば、人生を考えるには160年間の時間の流れの中で考える必要があるかもしれない。

ところで、わが国の保険業が1879年の東京海上の設立で始まったことをご存知の方は多いだろう。続いて生命保険では1881年に明治生命（現明治安田）が創業し、火災保険では1887年に東京火災（現損保ジャパン）が開業した。

保険産業は、第二次世界大戦の敗戦による打撃を克服して、高度成長とバブルを経て低成長の時代を経て現在に至っているが、戦後およそ70年の歴史を持っている。わが国の保険業界は、戦前にどのぐらいの歴史であったのだろうか。実は、わが国の保険業界は、戦前においても実に66年の歴史を持っているのである。

このように考えると、戦前の出来事は、われわれの時代とは切り離された過去の物語と捉えることは軽率な行為である。わが国の保険業界は、戦前の66年と戦後の70年から成り立っているというのが事実なのだ。

戦前の保険会社小史として、消えてしまった会社を記録してみたいと考える。手がかりは、手元にある小冊子類と『明治大正保険史料』などの史料である。今回は、「大日本生命保険株式会社」（以後、「大日本生命」と略記）を取り上げる。

手元にあるのは、同社の「保険規則」で、明治29年5月改正とあるものと、明治30年10月改正とあるものである。まずは最初の同社の創立事情を明らかにしておきたい。大日

## 保険毎日新聞「みちくさ保険物語」028

本生命は、明治 22 年 6 月 7 日に、中島八三郎、角倉賀道他 4 名が発起人となって、東京府に「日本生命保険株式会社」という名称で出願したが、先に大阪でかの日本生命が登記中だったので、同名を避けて「大日本」という名称に変更した。創立事務所は京橋南新堀町 2 丁目にあったが、8 月 21 日に日本橋区北鞆町 5 番地へ転じ、さらに京橋区南新堀町 1 丁目 2 番地に移転し、資本金 10 万円（払込金額 1 万円）の有限会社として発足した。

開業は同年 10 月 1 日からとし、高瀬四郎が社長に就任した。年末には資本金を 35 万円に増資し、初年度は新契約約 53,000 円、翌 23 年には 69,500 円をあげたが、24 年には早くも挫折して業績があがらず、26 年 6 月には経営陣が刷新され、北岡文兵衛という人が社長となり、業績が復活したが北岡社長が逝去して業績がふたたび低迷した。その後、堀寛介が社長となって経営立て直しを図ったがうまくゆかず、明治 35 年 3 月には悪名の高い大阪生命に吸収された。（大阪生命については、小川功「大阪生命の生保乗取りと日本生命の対応--鴻池財閥から山口財閥への移動説の吟味」『保険学雑誌』516 号、1987 年を参照。）

銀行保険時報社編『本邦生命保険業史』（昭和 8 年）によれば、北岡社長の時代において日清戦争に際して「軍人軍属の保険料を特別に徴収せずに戦死者には保険金の一割増をなすことにして一時業績も好調子であったが、創業以来重役間に勢力争いの風波絶えず、幾たびか主権者が交替」したという。

「重役間に勢力争い」と指摘されているが、確かに発起人と創業者の時点で役員が相当入れ替わっている。「設立願」に記せられた発起人惣代は、角倉賀道、山下八蔵、露木昌平、原田貞吉、清水近蔵、および中島八三郎の 6 名であった。このうち角倉、原田、清水は医師であった。9 月 26 日に提出された「役員就任届」には、社長に高瀬四郎、副社長に永井松右衛門が就任し、原田は取締役から外れ、残りの医師二人、すなわち角倉と清水が取締兼医員となっている。その後、最終的に設立された時点では、新しく中沢與右衛門が加わっている。

社長の高瀬四郎は、当時碓氷馬車鉄道の社長であった。永井は新聞記事に「米商会肝煎」とあるので、米穀商家の支配人であろう。また取締役の笹尾精憲と取締役兼支配人の豊川痴疑雄は、前者が第 33 国立銀行、後者が第 90 国立銀行の支配人である。取締役兼支配人の山下八蔵は神奈川県県会議員であり、新しく加わった中沢與右衛門は共同中牛馬会社社長であった。

高瀬四郎は、群馬県の官吏を経験した優秀な人物であったようだが、碓氷馬車鉄道の失敗により、しばらくして社長を退任した。その失敗とは次のようなものである。碓氷馬車鉄道とは、横川と軽井沢間の難所であった碓氷峠を暫定的に馬車鉄道で結び、東京-直江津間の連絡と碓氷峠の鉄道建設に要する資材確保を目的として設立された会社であった。1888 年(明治 21 年)に開設され、一時はそれなりに利用客が多かったが、設立から 2 年後の 1890 年(明治 23 年)に、鉄道庁が碓氷線の建設を決定した。この決定を受けて、同社は鉄道庁長官に対して会社資産の一切を買収する旨の請願書を提出したが認められなかった。碓氷馬車鉄道は、1893 年(明治 26 年)に官営の碓氷線が開通すると、およそ 5 年で廃線の憂き

目を見ることになった。

画像に掲載したのは、「大日本生命保険株式会社保険規則」（明治 30 年 10 月改正）の表紙である。この頃の経営陣は、次に掲げた画像に見られるように、社長が堀越寛介、専務取締役が青山牧太郎、そして取締役が新井清兵衛であった。堀越寛介は、自由民権の運動に加わり、明治 23 年には憲政本党から衆議院議員に当選している政治家兼経営者である。同社の業績不振を挽回するために、堀越は、真言宗の門徒への募集を行った。同社は、「保険規則」に、真言宗新義派化主の大僧正による「本派寺院並に檀信徒中」への生命保険加入を呼びかける文書を挿入した。真言宗新義派とは、真言宗智積院を総本山とする宗派であり、智積院では住職のことを化主（けしゅ）と呼んでいるようである。

この連載でも仏教と生命保険について触れてきたが、ここにおいても仏教が保険と親和的であるという論調から、信徒の保険加入が勧められている。次に一節を掲げておこう。「人生世に処せんと欲すれば、必ず先ず道德を知らざるべからず、道德を知らんと欲せば、之を真理に考え、之を事実に徴せざるべからず、惟府に宗教は道德の真理にして、保険は道德の事実なり、人文の新連社交の発達に随い、益宗教と保険の必要を覚え、亦両者互に密接の関係あるを要す」

この一節では、宗教と保険は、人生における真理と事実という二面に相当するものであることを強調している。宗教さえ信じていれば、保険のような現世のことは必要ないというのではなく、両方必要であるという仏教の現世肯定的な考え方がうかがえる。

大日本生命にあっても、他の仏教系生命保険と同じく被保人死亡の折の宗教的サービスを提供する。「被保人死亡するときは其姓名と法名を記録し毎年医会追吊の法会を営むべし。其費用は当社之を負担す。」また決算ごとに信徒加入による純益金から興学布教のために寄贈をおこなうことも定めている。

手元に残る「保険規則」から、同社の必死の募集活動を伺うことができたが、明治 32 年に青山が辞職した後、堀越社長は、新たに取締役として加わった加藤辰治と一緒に増資計画を立てたがうまくゆかず、前述したように明治 35 年 3 月に大阪生命に吸収合併された。

現在まで続いている生命保険会社を設立順に並べると、明治生命(1879)、帝国生命(1888)、日本生命(1889)、太陽生命(1893)である。実は、日本生命と太陽生命の間にいくつかの生命保険会社が新設されていたが、すべて歴史から姿を消している。大日本生命は、そのうちの一社である。この連載では「戦前の保険会社小史」と題して、初期に設立され生保経営にそれなりに頑張った会社を取り上げてゆくことにしたい。

明治二十二年  
十月一日開業



大日本生命保險株式會社保險規則

東京市京橋區木挽町貳丁目拾四番地

大日本生命保險株式會社

(電話番號本局一六八五番)

論 達 本派寺院並に檀信能中  
 今回大日本生命保険株式會社社長堀越寛介氏外二名より本派檀信徒保險加入勸募方秘  
 願出候條各自生命の貴重なるを省み保險の種類に従つて被保人たるを得は生存中の  
 幸福を求むるは勿論死亡後遺族の困弊をも救済するの良策に有之候條各自其意を躰  
 認し精々加入可有之  
 右論達候事  
 明治三十年十一月廿日 新義派化主 大僧正 三 神 快 運  
 別紙大日本生命保險株式會社社長堀越寛介外貳名より本派檀信徒へ生命保險契約加入  
 方御論達願之件該會社及以社長等重役員之身分並に行爲等取調候處確實のものど認  
 定候條御支悟無之候は、願意御採用被成下度此段副仲仕候也  
 東京府第一號法務支所下  
 聯合談林所  
 明治三十年十一月八日 新義派事務所御中  
 當會社は明治二十二年の開業にして今日迄九年の星霜を経逐年業務擴張致候得共未  
 た全國に普及せざるの遺憾有之候幸以貴宗の布教により別紙方法に基き貴宗信徒保  
 險加入の便宜を得以て興學布教費の内何分の資金を献納仕度且主意書及方法は當社  
 印刷の上相納可申候間各寺院信徒へ御配布御論達相當の御保護を仰き度懇願仕候石  
 至急御詮議の上御聽許被成下度此段奉願候也  
 東京市京橋區木挽町二丁目十四番地  
 大日本生命保險株式會社  
 專務取締役 青 掘 越 山 越 牧 寛 兵衛 衛 郎 介  
 取 締 役 新 井 清 兵衛 衛 郎 介

眞言宗

大日本生命保險株式會社保險規則（明治三十三年拾月改正）

第一條 會社資金

一 本社ハ資本金ヲ拾萬圓トシ外ニ責任準備金及臨時積立金ヲ備フル  
 主トスルニ  
 一 壽險金  
 一 養老金  
 一 遺孀金  
 一 遺族金  
 一 遺失金  
 一 遺失金  
 一 遺失金

第二條 生命保險ノ種類

- 一 生命保險ノ種類ハ左ノ五種トスルニ  
 一 一 尋常終身保險  
 一 一 養老保險  
 一 一 有期掛金終身保險  
 一 一 定期保險  
 一 一 子女教育資掛金

會社資金 生命保險ノ種類